

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(8)

2. 日時

令和5年5月16日(火) 13時30分~13時55分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、  
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

白神執行役員 品質・安全管理室長 他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 : H-23008 資料1【審査会合資料】新規制基準に係る保安規定の補正について

資料2 : 参考資料1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料3 : 参考資料1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

資料4 : 参考資料1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
00:00:00	規制庁の鈴木です。今日は、
00:00:06	原子燃料工業株式会社熊取事業所から
00:00:11	補正申請がありました保安規定の、に關しまして次回の審査会合について、
00:00:18	提出していただいた資料について、
00:00:22	確認したいと思います。
00:00:26	まず事業者の方から
00:00:29	簡単に5分程度で提出し、
00:00:33	のありました資料について、
00:00:35	構成等を、について
00:00:39	説明していただきます。よろしくお願ひします。
00:00:48	原子燃料工業の算小貫でございます。本日の面談の資料でございますが、一つはですね弊社で鋭意検討しております次回の審査会合の、
00:00:58	資料ということでパワーポイントのものが一つ。
00:01:02	それから
00:01:03	それにですね附属する。
00:01:06	書類としまして、事業許可からの反映項目確認の参考資料1-1。
00:01:14	世界保安規定からののに反映をしました参考資料。
00:01:18	1-2。
00:01:20	それから、
00:01:23	参考資料1-3としまして図面、ズイズ表のですね、対比表ということで参考資料1-3と、
00:01:33	ということでこの四つの資料が
00:01:37	御説明の資料それからあとは昨日提出いたしました補正申請書と、
00:01:43	ということで雇用しているところでございます。
00:01:48	資料の詳細につきましてはまた別途ということですすみませんが、ご説明は以上です。
00:01:57	せ、
00:02:00	規制庁の鈴木ですでは審査会合資料としましては、
00:02:05	資料1と参考資料1-11-21-3の4点ということでよろしいでしょうか。
00:02:14	はい。原子燃料工業の柿木でございます。おっしゃる通りの多い、
00:02:20	予定でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:23	規制庁の鈴木です。当日
00:02:27	資料1に基づき今主に説明し、するってということなんでしょうかねえと。
00:02:35	資料1が主ってということで、他のものももし使うようでしたら
00:02:40	まず資料1の構成。
00:02:43	今回、
00:02:44	いただきました10ページ。
00:02:46	のものですかね。それについてちょっと説明をお願いします。
00:02:51	はい、かしこまりました原子燃料工業の柿木でございます。
00:02:56	衛藤石坂様の方ですけれどもこの資料1の世良%スライドを用いてご説明をすると。
00:03:03	参考資料のは必要に応じてご覧いただくというような構成で考えてございます。
00:03:10	まずパワーポイントの資料の置いてございますが、
00:03:14	1枚目を抑えまして、次のページはですね、123という今回の
00:03:21	江田御説明内容と、
00:03:24	次は補正内容ですね、こちらは申請者の鏡なところや要約したものでございます。
00:03:32	それから次めくっていただきまして3ページになりますけれども、こちらはですね前回の審査会合によって受けた指摘等を反映したと。
00:03:43	いうことで、
00:03:46	した後4からですね前回の採用それから
00:03:51	5ページからですね審査会合で受けたご指摘の内容と原因。
00:03:56	なぜこのようなことやったかっていうところを検討した結果をお示した上で、
00:04:03	7ページのフロー数でええと、
00:04:06	再点検のですね手順をご説明した上で、
00:04:10	8ページからですね今回の保安規定の補正の内容、
00:04:15	上げたところをご説明するといったこういった流れを、
00:04:19	で進めたいというふうに考えてございます。以上でございます。
00:04:33	規制庁の鈴木です。
00:04:35	今までのところで規制庁側から何かありますか。
00:04:47	ないようですので、
00:04:49	規制庁の鈴木です。こちらから

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:04:53	確認させていただきます。
00:04:57	鷺見さんお願いします。
00:05:03	規制庁の内海です。
00:05:06	これ鈴木さん僕の声聞こえてますよね。大丈夫ですか。了解せいと。
00:05:11	まず私の方からですね今いただいた、用意してさして荘司茂呂で資料のパワポの資料についてちょっと修正をしていただきたいところが何ヶ所かあるのでお伝えしようと思います。
00:05:23	一応今からお伝えする内容はですね私のころに取り組めて基本的にコメント回答資料とかを作成し、する必要はないので、あくまでも聞いていただいて、適切に会合資料を修正いただければいいと思う。
00:05:37	まず会合資料の中、直していただいてポイントの一つ目ですけれども、
00:05:43	パー報、
00:05:45	このスライドの資料のページ番号の三つ目、PDF では 4 ページ目ですね。
00:05:53	のところに今
00:05:55	江川の灰色が国井前回の会合のお弁当の 2 点書いてあるんですけど、
00:06:02	ちょっと本当は、前回終わったところとか RELAP ととけばよかったと思うんですけどあんま今書いてる内容がですねあんまりちょっとこちらの意図する趣旨が反映されてないかなと思ってまして、
00:06:13	ちょっと直していただきたいんですけど。
00:06:15	具体的に見るとですね、
00:06:18	まず
00:06:21	順番が逆でして我々まず一番最初に直していただきたいと思っ重要かと思ってるのは今、記載されてる②の方のコメントでして、
00:06:32	今②のコメントって図表の各部等の記載が違いますよって形なんですけど、
00:06:38	ここで②で我々が言いたかったのはですね、申請書において、事業許可及び施工認において保安規定に基づき管理するとした事項に関して、
00:06:49	反映漏れとか、記載の誤り等が確認されてますよと。
00:06:54	この申請者はあまり
00:06:59	的がよろしくないですねっていうことをまず言いたかったっていうのが 1 点目なので、今私が言ったようなことをですね都丸人数のところは記載しておいていただきたいと思ってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:07:12	いえ、続けて①の方なんですけど、1の方なんですけども、こちらの方の話なんですけども、こちらはですね我々としてはですねこの参考資料においてですね、
00:07:23	事業許可及び施工の内容で、保安規定反映が必要な事項が、下部規定を含めて、
00:07:31	講演が適切にされてることが、確認できませんよというところがですね主にお伝えしたかった趣旨ですので、今私が申し上げたようなことを、①の方は記載しただけで、
00:07:41	と思います。
00:07:43	その上でですね、今言った通り①が参考資料の話で、
00:07:49	保安規定本の申請書の話ですので、
00:07:53	②と①の順番を逆にさせていただいて、
00:07:57	1番目で、申請書に無理がありますよって話で②として、
00:08:03	その申請書の作成のエビデンスとしての参考資料で、抽出は読み取れませんよっていう話。
00:08:11	という形のコメントの表記に努めていただければと思っています。
00:08:17	まずこの点、事業者側いかがでしょうか。
00:08:23	原子燃料工業の柿崎でございます。ただいまご指摘いただいた形に承知いたしました。申請書はですね修正を図りたいと思います。以上です。
00:08:37	規制庁詰めた資料の方は、修正をいただければと思います。
00:08:41	そうするとですねあわせて
00:08:44	資料の
00:08:46	次の5ページ目と6ページ目なんですけども、
00:08:49	先ほどのページに書いてあった指摘を踏まえた原因と対策と対応と書いてあるところも合わせてですね順番を入れ替えたりとか、また指摘の内容の置き換えが若干変わったりするので、パソコンを合わせて、
00:09:04	修正はしといただければと思いますのでよろしくお願い致します。
00:09:09	原子燃料工業の柿木でございます。この4ページ表(4)両括弧5のスライドの順番の入れ替えと記載の修正、かしこまりました。
00:09:19	示すようにいたします。以上です。
00:09:22	議長詰めずよろしくお願い致します。
00:09:25	続けてですね、あと残りは、単純なところなんですけど、
00:09:33	ページで言うと2ページ目になりますが、
00:09:38	通しで言うと3ページ目ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:09:41	5 ページ目のこの保安規定補正の概要 (1) ところのページの下の枠の灰色のところなんですけれども、
00:09:48	またタイトルだけするとこれ今 0。
00:09:52	補正内容って記載があるんですけど、これ値、先日の補正申請書に合わせてですね、都丸補正のない補正の理由ってふうな形で、タイトルは修正固縛の中のタイトルですね、は修正いただければと思います。
00:10:07	併せてですね先ほどご説明の中でこの確保したことには補正の
00:10:13	理由を要約したものっていうご説明だったんですけども、ちょっと (1) と下の方はですね
00:10:18	補正では後半申請の規定の削除って明確に記載されてますので、そこがちょっとわかるような形でここの補正の理由については記載のほうを修正いただければと思います。
00:10:31	この点いかがでしょうか。
00:10:34	電子燃料工業の柿木でございます。この人のスライドの、
00:10:41	A し、四角囲みの中にですね記載の見直し、要件かしくまりました修正するようにいたします。
00:10:48	以上です。はい。よろしく申し上げます。
00:10:51	続けますけども
00:10:55	資料の 8 ページ目から 9、10 ページ目に、
00:10:59	補正内容の記載が 3 ページ当たってありますけども、
00:11:05	ここの記載はですねまた
00:11:09	二つに分けていただきたくて、具体的には先ほどの理由のですね後半、括弧四角になって形で分かれてるので、後半申請の削除についてはこの
00:11:20	場所、それが記載の適正化っていうところにこの場所っていうふうにならず分けていただいた上でですね、記載の適正化については別添 2 とかの方では、記載の適正化について例えば許可の、
00:11:33	反映をした期間適正化ですとかっていう形でさらに記載方法の適正化についても、
00:11:38	比較的その評価に基づくものとか本当に消防のものからいろいろあると思うので、
00:11:44	そこら辺もちょっと分けていただいて、相場感がわかるような形で、
00:11:49	並び替えをしておいていただければと思います。
00:11:55	例として去年とかの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:11:59	三菱原子燃料の保安規定に関する審査会合の資料とかでも一番後ろに似たような、
00:12:05	記載がありますけどもそこで補正の理由に合わせてページを分けて、
00:12:12	たりするのでそういうところをちょっと参考にしつつですね
00:12:17	0の3ページについてもですね、補正の理由ごとにちょっと分けといていただければと思います。
00:12:22	この点いかがでしょうか。
00:12:29	原子燃料工業の柿木でございます。
00:12:32	補正の理由に合わせてちょっとこちらの3ポツの記載で並べるとのこととあと
00:12:39	もう一つは
00:12:41	大庄、大庄とか号機なのかズーム差し替えるのかとかそういった
00:12:47	様を、大きさというんすかね。そういった意味応じて書き方を考えるように修正するようにいたします。以上です。
00:12:59	規制庁宇津木ですよろしく申し上げます。
00:13:01	私からは以上です。
00:13:04	村長から申し上げます。
00:13:10	はい。
00:13:13	教授。
00:13:15	規制庁の鈴木です。
00:13:18	私の方から
00:13:19	細かい点何点か、
00:13:22	確認させていただきます。
00:13:24	まず一つ目ですけども、
00:13:27	資料の3から7ページとか9ページ目、全体にかけましてこの資料の中で、
00:13:34	下位規定という言葉と、下部規定という言葉が混在してるんですけども、
00:13:40	何か明確に使い分けてないようでしたらば、何か適切に、
00:13:45	統一していただければと思いますが、どうでしょうか。
00:13:51	原子燃料工業の筧根来、柿木でございます。ちょっと下位規定下部規定
00:13:57	混在しているところございますので、統一するようにいたします。失礼いたしました。すいません。失礼。以上です。はい。
00:14:05	規制庁の鈴木です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:07	続きまして、
00:14:08	4 ページ目。
00:14:12	冒頭なんですけども二重丸のところですね。
00:14:15	これも細かいことなんですけども、
00:14:18	ここで本申請実施時っていうとこれ、
00:14:22	補正の資料ですので、
00:14:24	公平新生児というふうに誤解が生じる恐れがないかなとちょっと思っ まして。
00:14:31	保安規定。
00:14:33	変更認可申請時とかの方が適切かと思うんですけども、
00:14:38	どうでしょう。
00:14:43	原子燃料工業のかけか柿木でございます。
00:14:47	そうですねこの本申請と私はおっしゃる通りちょっと
00:14:50	おかゆ招く恐れがございますので当初申請とかですな2月申請とかそう いった形でですね初回のものだということがわかるように設置要望を検 討して修正するようにいたします。以上です。
00:15:03	はい。
00:15:04	今のに関連しまして、
00:15:07	規制庁の鈴木ですけど
00:15:11	7 ページ目。
00:15:13	の、
00:15:17	注釈のところですかねこれは、
00:15:19	本申請時っていうのは
00:15:22	もちろん補正申請時ということで、
00:15:26	けど
00:15:27	これはそのまま補正。
00:15:29	あわせて本申請時っていうふうに使われます補正申請時とかになりま す。
00:15:38	原子燃料工業の柿木でございます。済ませこの本申請のところもですな 先ほど5市
00:15:47	教えていただいたところですねと一緒に、当初申請ところが黒で、赤は 今回の再点検に追加したと。
00:15:56	いう趣旨の注記でございますのでこちらもですな先ほどの、
00:16:01	よう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:16:04	合うようにですね、修正をしたいと思います。以上です。
00:16:09	はい。
00:16:11	規制庁の鈴木です。
00:16:13	あと、
00:16:15	7 ページ目なんですけども、
00:16:21	7 ページ目の
00:16:23	何ですかね。
00:16:26	括弧 3 ですか左側のこの第 (3) から、
00:16:33	右側の (3) への矢印なんですけどこれは、
00:16:38	第 (3) から (2) の矢印ではないんでしょうか。
00:16:45	赤の原子燃料工業の柿木でございます。
00:16:49	この 3、大括弧 3 からですね 2 の矢印が抜けておりました大変失礼しましたこれも追加して、
00:16:59	こちら 2 のところですね下部規定との紐付けのチェックはし、観点必要でございますのでちょっとこちらは抜けておりました申し訳ありません。修正いたします。以上です。
00:17:10	規制庁の鈴木ですけども
00:17:14	かぎ括弧上がり、
00:17:16	第 (3) から、
00:17:18	(3) っていうのは、これ必要なんでしょう。
00:17:22	下部規定のひもづけっていうのは観光週 1 の負担っていうのは、
00:17:28	ない資料だと思ってるんですけども、
00:17:36	少々お待ちください。
00:17:52	これは沖さん、椎名ですけど、してる状況でした。
00:18:03	あ、お待たせしました原子燃料工業の柿崎でございます。(3) はですね確か下部規定の数を入れてませんので、こちら矢印の方向が違ってるということで、当初の
00:18:18	鈴木様のご指摘の通りでした申し訳ありません修正するようにいたします。以上です。
00:18:25	はい。
00:18:26	規制庁の都築です。
00:18:28	最後、
00:18:30	もう 1 点ですけどもこれも細かいことなんですけども、
00:18:34	8 ページ目の上から 2 列目で、別にの負担であるんですけど、これ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:18:44	2-2と2-3を、
00:18:47	2-3から2-6に分けて書いたっていうな。
00:18:50	とかと思ってるんですけども。
00:18:54	その点についてどうでしょう。
00:19:03	原子燃料工業の要でございます。
00:19:06	今ご指摘のところ、
00:19:10	につきましては別図。
00:19:13	2-2、おっしゃっていただいた2-2のうちですね、第2加工棟は、別事第2加工棟についてだけ、別図2-3という形で、従来は詳細化していたものを、
00:19:27	他の建物についても、設工認を受けた。
00:19:30	ずっと整合するために
00:19:33	図2から6。
00:19:36	失礼いたしました。図2-3から2-6。
00:19:40	を追加しましたといった意味で、このような記載になってございますが、趣旨としましては今鈴木さん。
00:19:48	がおっしゃっていただいた、
00:19:50	ものと、所、そういった状況になってございます。以上です。
00:19:55	規制庁の都築です。ちょっとこれ、適切に表現されてないかなと思いますので、
00:20:07	というそういう認識でよろしいでしょうか。
00:20:09	このまま2-3の儘田比嘉。
00:20:12	はい。
00:20:13	原燃工の要でございますはい。ちょっとここ、こちらの、今ご指摘いただいた8ページの2行目の記載ちょっと、
00:20:20	適切になるよう見直したいと思います。以上です。はい。
00:20:25	規制庁の鈴木です。
00:20:28	私からは以上です。
00:20:31	その他、
00:20:33	規制庁側から何かありますでしょうか。
00:20:52	規制庁の鈴木です。ないようですので、これで、
00:20:56	本日の
00:20:57	ヒアリングを終了したいと思います。
00:21:00	事業者側から何かありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:21:13	原子燃料工業でございます事業者側からも特にございません。以上です。
00:21:19	はい。
00:21:19	規制庁の鈴木です。
00:21:22	では、本日のヒアリングを終了したいと思います。
00:21:27	お疲れ様でした。ありがとうございました。
00:21:30	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。